

令和5年4月10日

ご利用者・ご家族の皆様へ

社会福祉法人和楽日会
グループホームぬくもり
統括管理者 染谷源一

ご利用者の健康管理にかかる訪問看護ステーション導入 及び利用料金の変更について

春暖の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は当施設の運営にご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当施設では、これまで以上にご利用者の安心・安全なケアを提供するため、介護保険制度として指導され認められている医療連携体制加算を実施していく必要があります、この度訪問看護ステーションとの医療連携契約を締結し、看護師が定期的に訪問し、健康管理を行うことになりました。(具体的な内容は別紙「医療連携体制(訪問看護ステーション導入)の内容について」「重度化対応及び看取りケアに関する指針」を参照してください。)

つきましては、令和5年5月1日より下記の通り、利用料金を変更させていただきますので、何卒ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

尚、ご不明な点がございましたら、担当までお問合せください。

記

〈令和5年5月1日より〉

◇医療連携体制加算Ⅰ 39単位/日

月額 39単位×30日=1,170円

◇看取り介護加算(施設で看取りケアを実施した場合)

当日 1,280円/日

前日～前々日 680円/日

4日～30日前 144円/日

31日～45日前 72円/日

〈お問い合わせ〉

グループホームぬくもり

担当 南川、飯田

電話 0297-52-5285

医療連携体制（訪問看護ステーション導入）の内容について

当施設（グループホームぬくもり）では、ご利用者の安心・安全なケアの提供にあたり、介護保険制度として指導され認められている医療連携体制として、みらい訪問看護ステーションと連携することになりました。つきましては、具体的な内容について下記のとおりとなります。

記

1. 訪問看護ステーション

- ・みらい在宅ケア株式会社 みらい訪問看護ステーション
〒300-2358
茨城県つくばみらい市陽光台2丁目1番地3
TEL 0297-44-8868

2. 具体的な対応

- ①週1回、看護師が施設に定期訪問し、健康管理を実施します。
(健康管理上、体調の変化や医師診療の必要性や連絡事項は、看護師から医師へ行き、処置等を行う場合があります。)
※処置の具体的な例（点滴や床ずれの処置、浣腸等）
- ②24時間オンコール体制を整備し、ご利用者の体調変化が生じた場合に、相談や指示を仰ぎ対応します。
尚、病状や症状によっては、定期訪問の他に直接看護師が昼夜問わず訪問対応します。
- ③ご利用者の介護度や症状が重度化した場合にあってもグループホームでの生活を継続していくことが原則的には可能となります。
(重度化対応や看取りケアについては、ご利用者の病状や症状により対応できるか否か、ご相談となります。)

以上

重度化対応及び看取りケアに関する指針

社会福祉法人和楽日会
グループホームぬくもり

1. 重度化対応及び看取りケアに関する考え方

グループホームぬくもり入居中の利用者（以下、「利用者」という。）が重度化された場合の対応にあたっては、利用者の意思ならびにご家族の意向を最大限に尊重し、介護の方法ならびに治療等についての援助を行うこととなります。その際、利用者と事業者との間で十分に話し合いを行い、相互に同意された内容について確認を行ないながら、多職種協働により利用者及び家族への継続的支援を図ります。

利用者・家族より、施設での看取りケアの希望があった場合には、主治医又は、協力医療機関の医師ともに可否を含めて検討し、体制を整えこれに対応します。

また、重度化された場合における対応に定められた内容を遂行するため、医療機関等との連携及びチームケアを推進することにより取り組みを行います。

(1) 環境の変化の影響を受けやすい利用者が、「その人らしい」生活を送ることができるように、尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が保たれるようケアに努めます。

(2) できる限り当施設においての生活が継続できるよう、日常的に健康管理に留意しながら、医療的ニーズ等が発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。

※ やむを得ず、当施設での生活の継続が困難となった場合は、利用者・家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるように配慮します。

2. 重度化対応の体制

(1) 医療との連携体制

重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関、訪問看護ステーション等との連携体制を確保します。

①医療連携体制

定期的な回診により利用者の健康管理を行います。

<協力医療機関>

医療法人 みらい平クリニック

茨城県つくばみらい市陽光台 3-11-4 (TEL 0297-38-4023)

※月 2 回の回診

②看護職員の体制

看護職員は、訪問看護ステーションに所属する看護職員が医療連携を行いません。内容は利用者に対する日常的な健康管理、通常時及び急性期における医療機関等との連絡・調整等となります。

<協力訪問看護ステーション>

みらい在宅ケア株式会社

みらい訪問看護リハビリステーション

茨城県つくばみらい市陽光台 2-1-3 (TEL 0297-44-8868)

※週 1 回の訪問看護及び 24 時間対応の連携体制

③介護職員の体制

利用者の健康状態の把握を行いません。

(2) 多職種協働によるチームケアの体制

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

① 重度化に伴うケア計画の作成

重度化となっても「その人らしい」生活を送ることができるよう、生活支援ニーズの変化に応じてケア計画を作成し、利用者・家族とともに生活支援の目標を定めます。

② ケア計画に沿ったケアの実施

利用者・家族とともに作成したケア計画に基づき、一人ひとりの心身の状態に応じた、適切なケアの提供に努めます。

③ 家族との連携

家族の支えにより、重度化しても尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が維持できるよう家族との連携に努めます。

3. 重度化対応に関する各職種の役割

管理者

- ・職員への指針の周知
- ・職員に対する教育・研修
- ・看取りケアにかかる総括業務

看護職員

- ・医療機関との連携

- ・重度化に伴い起こりうる処置への対応
- ・疼痛の緩和
- ・緊急時の対応
- ・心身の状態のチェックと経過の記録

計画作成担当者

- ・継続的な家族支援
- ・他職種とのチームケアの確立
- ・緊急時の対応

介護職員

- ・食事、排泄、清潔保持の提供
- ・身体的、精神的緩和ケア
- ・コミュニケーション
- ・心身の状態のチェックと経過の記録
- ・環境整備

4. 看取りケアへの対応

利用者及び家族との話し合いや意思の確認をし、当施設で看取り介護を実施する場合は、その受入の可否を含めて検討し、体制を整えこれに対応します。

5. 職員に対する教育・研修

利用者の重度化や看取りケアに対応するための介護技術、専門知識の習得を目的とし、介護の質の向上を目指し教育、研修を実施します。そのため、施設内の研修会開催や外部研修会の積極的参加を推進します。

この指針は、令和5年5月1日より適用する。